

# 一般社団法人 日本エンドトキシン・自然免疫研究会定款施行細則

## 第1章 代議員の選出

第1条 代議員に立候補する正会員は、代議員選出委員会（以下「選出委員会」という）の代議員資格審査を経るものとする。

② 前項の選出委員会の審査を経た代議員候補者の中から正会員による選挙により代議員を選出する。

第2条 選出委員会の代議員資格審査は、代議員の任期満了1ヵ月前に行うものとする。

② 代議員に欠員が生じたときは、理事長の要請により、補充の代議員の代議員資格審査を行うため選出委員会を開催するものとする。

第3条 選出委員会は、総ての正会員に対し、選出委員会の審査日の1ヵ月前に代議員資格審査を告示しなければならない。

第4条 代議員資格審査を申請する者（以下「申請者」という）は、次の第1号及び第2号の要件を充たし、かつ代議員選出委員会が別に定める所定の代議員審査申請書及びその他の書類を提出することが必要である。

(1) 正会員であり、かつ会費を完納していること。

(2) エンドトキシン研究に従事し貢献していること。

第5条 選出委員会は、全代議員の各分野配分を考慮し代議員を選出する。

第6条 選出委員会は、審査の結果を理事長に報告するとともに、すべての申請者に審査の結果を通知しなければならない。

第7条 理事長は、前条の審査の結果を受け、20日以内に代議員候補者の中から代議員選挙を行わなければならない。

## 第2章 代議員選出委員会

第8条 代議員選出委員（以下「選出委員」という。）は、監事1名と基礎系・臨床系の専門委員4名の合計5名で構成する。

- ② 監事が2名いる場合は、理事長が選出委員を指名する。
- ③ 基礎系・臨床系の専門委員は、理事会において選任し、社員総会の承認を得るものとする。

第9条 選出委員会の決議は、選出委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第10条 選出委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

## 第2章 役員の選任

第11条 役員の選任に関する事務は、事務局が行う。

- ② 役員に立候補する代議員は、定められた期日までに、理事長が定めた所定の様式の書類を事務局に提出する。

第12条 役員は、前条の立候補者の中から定時社員総会において選任する。

## 第3章 日本エンドトキシン・自然免疫研究会奨励賞

第13条 本賞は「日本エンドトキシン・自然免疫研究会奨励賞」と称する。

第14条 本賞は、日本エンドトキシン・自然免疫研究会（以下、本研究会）の賞とし、エンドトキシン・自然免疫研究に関する学術、及び技術の進歩について貢献をしたと認められる本研究会会員に授与するものとする。

第15条 本賞は、賞状ならびに副賞よりなる。

第16条 本賞は、本研究会において、会長より授与されるものとする。受賞者は研究会での発表を原則とし、また表彰された研究内容を受賞者本人がとりまとめて本研究会刊行物に執筆するものとする。

第17条 本賞は、下記の要領により、原則として基礎系、臨床系それぞれ1名（毎年2名程度）選考される。

- (1) 受賞の対象となる者は、研究会開催年の11月1日時点で40歳未満のものであることを原則とする。

- (2) 受賞候補者は、本研究会会員1名の推薦（他薦）または本人の申請（自薦）による。受賞候補推薦書は別に定める。なお、この申請書の提出期限は当該年度の8月31日（必着）とする。
- (3) 受賞者は候補推薦書をもとに選考委員会において選考し、定時社員総会の承認を得て決定される。
- (4) 選考委員会の委員長の任には、理事長が当たるものとする。選考委員は理事長、その年度の当番世話人、および理事長、当番世話人がそれぞれ代議員の中から選出した各1名の委員の計4名によって構成される。
- (5) ただし推薦された受賞候補者と直接的に利害関係者となる者は選考委員にならないものとする。

第18条 本賞に関する事務局は、日本エンドトキシン・自然免疫研究会事務局とする。

第19条 本賞の募集、選考などに関する内規は別に定める。

#### 第4章 会 費

第20条 設立時における会費の額は、次のとおりとする。

正会員 金5,000円/年

賛助会員 金100,000円/年

#### 第5章 定款施行細則の変更

第21条 本施行細則は、理事会並びに社員総会で、出席構成員の過半数の賛成によって変更ですることができる。

#### 第6章 補 則

第22条 本法人設立時に任意団体日本エンドトキシン研究会の会員であった者は、本施行細則の施行日に本法人に入会したものとみなす。

#### 第7章 学術委員会

第23条 学術委員会は、研究会のプログラムの編成方針、機関誌の編集方針、さらに関連国内外の学会との連携方法、広報の充実法などについて検討し、理事会・総会に提言することを目的として設立される。

第24条 学術委員長は、会長の指名・推薦により選出され、学術委員は学術委員長の指名により選出される。学術委員は、基礎系・外科系・内科系・救急集中治療系の各分野より若干名選出される。

第25条 学術委員長および学術委員の任期は会長の任期に準じるものとする。

## 附 則

1. 本法人は、平成6年11月5日に創立された日本エンドトキシン研究会が、平成22年10月17日に一般社団法人 日本エンドトキシン・自然免疫研究会として設立登記をして、法人格を取得したものである。
2. 本施行細則は、理事会及び社員総会の承認を得て、平成22年11月12日に施行された。